

附属書 V

第 2 条(7)(b)に従う登録の義務の免除

1. 空気、湿気、微生物又は日光のような環境的要因に対する他の物質又は成形品のばく露に付随して生じる化学反応に起因する物質
2. 他の物質、調剤又は成形品の貯蔵に付随して生じる化学反応に起因する物質
3. 他の物質、調剤又は成形品の最終使用に際して生じる化学反応に起因する物質であって、それ自体は製造、輸入又は上市されないもの
4. それ自体は製造、輸入又は上市されない物質であって、以下の時に生じる化学反応に起因するもの
 - (a) 安定剤、着色剤、香料、酸化防止剤、充填剤、溶剤、担体、界面活性剤、可塑剤、防腐剤、発泡防止剤又は消泡剤、分散剤、沈殿防止剤、乾燥剤、結合剤、乳化剤、乳化防止剤、脱水剤、凝集剤、結合促進剤、流動調整剤、pH 中和剤、金属イオン封鎖剤、凝固剤、凝集剤、難燃剤、滑沢剤、キレート剤、又は品質管理用試薬が、意図したように機能する時、又は
 - (b) 特定の物理化学的特性を示すことのみを目的とする物質が、意図したように機能する時
5. 副産物（ただし、それ自体は輸入又は上市されないもの）
6. 物質と水との結合によって形成される物質の水和物又は水和イオン（ただし、本免除を利用する製造者又は輸入者が、既にその物質を登録していること。）
7. 化学的に修飾されない場合、自然に存在する以下の物質
鉍物、鉍石、精鉍、セメントクリンカー、天然ガス、液化石油ガス、凝縮天然ガス、プロセスガスとその成分、原油、石炭、コークス
8. 化学的に修飾されない場合には、第 7 項に記載した物質以外の自然に存在する物質（ただし、指令 67/548/EEC に基づく危険性の分類基準に適合しない場合に限る。）
9. 有害性及びリスクが、既によく知られている基本的な元素物質（水素、酸素、希ガス（アルゴン、ヘリウム、ネオン、キセノン）、窒素）